

介護保険ニュース ②

ショートステイ（短期入所）サービス振替制度について

今年4月1日スタートした介護保険制度では、保険対象となるショートステイを利用できる日数（支給限度基準額）が介護度に応じて決められています。しかし、この日数を超過してショートステイサービスを受けなければ居宅において自立した日常生活を営むことが困難と認められる次に示す場合は、特例措置として当該月の訪問通所介護サービス（デイサービスやホームヘルプサービスなど）の支給限度基準額を短期入所サービス利用限度日数へ振り替えて利用できる制度です。（但し、利用できる上限は各月14日までとなっています。）

- 振り替えを希望される方は、介護支援専門員を通して承認申請が必要です。
- ショートステイご利用に際して、日数が足りないでお困りの方は保健福祉課介護保険係が在宅支援事業者の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

*ショートステイの振替が認められる対象者

- ① 痴呆であること
- ② 同居の家族又は親族が高齢、疾病等であること。
- ③ その他、①②に準ずるやむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないこと。

*短期入所サービス振替利用により最大限利用可能な日数（例）

区分	本来の利用限度日数 (A)	振り替え分 (B)	拡大後の利用限度日数 (A+B)
要支援	1週間/6月	1週間/1月×6月 (1月目から振り替え可能)	7週間/6月
要介護1	2週間/6月	2週間/1月×5月 (2月目から振り替え可能)	12週間/6月
要介護2	2週間/6月	2週間/1月×5月 (2月目から振り替え可能)	12週間/6月
要介護3	3週間/6月	2週間/1月×5月 (2月目から振り替え可能)	13週間/6月
要介護4	3週間/6月	2週間/1月×5月 (2月目から振り替え可能)	13週間/6月
要介護5	6週間/6月	2週間/1月×4月 (3月目から振り替え可能)	14週間/6月

注① この表は、本来の利用限度日数を最初に集中的に利用し、訪問通所サービスをほとんど利用せずに短期入所サービスへ最大限の振り替え措置（2週間で限度）を行ったと仮定した場合の例です。

注② 要介護1～4までは、本来の限度日数を1月で、要介護5は2月で使い切る。要支援は、本来の限度日数を1月で使い切り、さらにその月も振り替え利用。

注③ 上記数字は、「2倍の拡大措置」と併用される場合は除いている。

を落とすというようには、少なくなってきたり、今でも、収穫の喜びは、今も昔も変わりません。

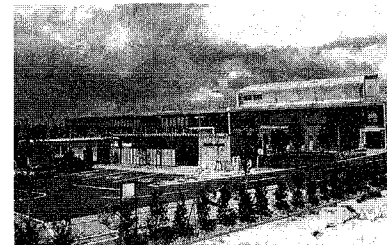
石川県輪島市の名勝に指定されている千枚田。寛永十五（一六三八）年ごろ築造された「谷山用水」を水利として、千枚田は棚田のため、上段の田の水吐（排水口）が下段の田の取水口となります。落とす水といくつとほちよつと違いますが、暗渠を使わず、水が流れる仕組みになっています。

米が取れる実りの秋。秋は夏休みを経て生活パターンに変化が生じ、特に学生などは悩み事が増える時期でもあります。

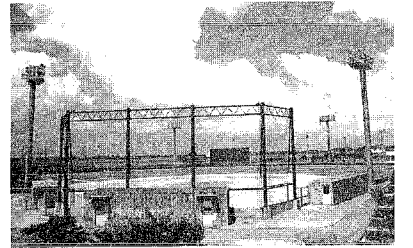
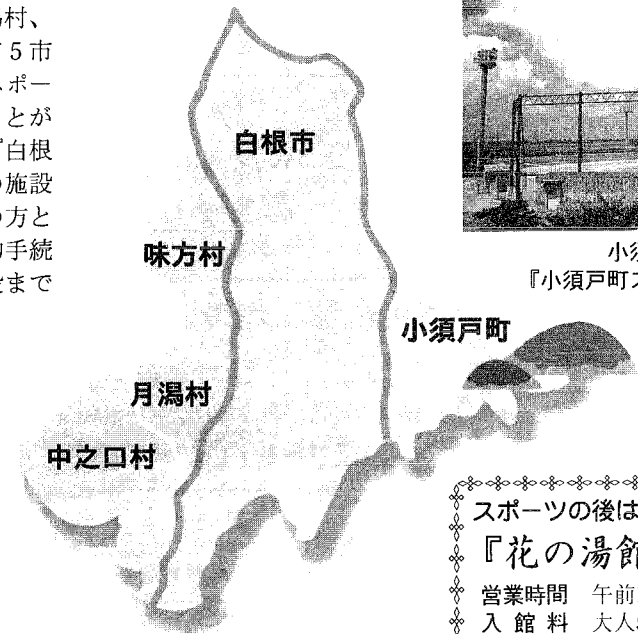
九月十一日は「警察相談の日」。困り事などの電話相談は#9110番までお願いします。

公共施設の相互利用について

小須戸町、白根市、味方村、月瀧村、中之口村では行政区域の枠を超えて5市町村にお住まいの方ならどなたでもスポーツ振興施設や図書館等を利用することができます。今回、新たに白根市に『白根学習館』がオープンしました。どの施設も5市町村内の方なら施設所在地の方と同じ料金でご利用になれます。予約手続きや料金等は下記の利用したい施設までお問い合わせください。



このたびオープンした『白根学習館』も利用できます。



小須戸町 『小須戸町スポーツ公園』

スポーツの後は…
『花の湯館』で汗を流そう!
営業時間 午前10時～午後9時
入館料 大人500円
(貸タオル付き) 子供200円
定休日 毎月第2金曜日
(祝日の場合は前日)

【相互利用施設名】

所在	施設名	電話番号	所在	施設名	電話番号
白根市	白根市カルチャーセンター	025-373-6311	月瀧村	月瀧村総合ゲートボール場	025-375-1050 (月瀧村教育委員会)
	白根市テニスコート	025-373-6311 (白根市カルチャーセンター)		月瀧村野球場	025-375-1050 (月瀧村教育委員会)
	白根学習館	025-372-5533		月瀧村テニス場	025-375-1050 (月瀧村教育委員会)
	白根市勤労者福祉センター	025-373-2111 (白根市商工観光課)		月瀧村農村環境改善センター	025-375-5500
	白根市産業厚生会館	025-373-2153		月瀧村民図書館	025-375-3001
	白根市青年教育センター	025-373-2800		味方村民民テニスコート	025-373-4788 (味方村教育委員会)
	諏訪木運動広場 (照明施設を含む)	025-373-6311 (白根市カルチャーセンター)		味方村民民野球場	025-373-4788 (味方村教育委員会)
中之口村	中之口村農村環境改善センター	025-375-5008	味方村B & G海洋センター	025-373-4788 (味方村教育委員会)	
	中之口村総合体育館	025-375-5007	味方村民民体育館	025-373-4788 (味方村教育委員会)	
	中之口村民民野球場	025-375-5007 (中之口村総合体育館)	小須戸町スポーツ公園 (野球場、テニスコート)	0250-38-3111 (小須戸町教育委員会)	
	中之口村B & G海洋センター	025-375-5007 (中之口村総合体育館)	小須戸町ふれあい会館	0250-38-3111 (小須戸町総務課)	
中之口村民民テニスコート	025-375-5007 (中之口村総合体育館)				

歳時

落とし水

「落とし水」「水落とす」「堰外す」など、いずれも秋の季語です。

くらやみに 水落つ音や
大社みち 飯田蛇笏
薬師寺の 塔見ゆる田も
水落とす 斎藤小夜
落とし水というのは、田んぼに入れた水を抜いて、田を乾かし、稲刈りの準備をすることです。

米づくりは手間がかかりますが、昔は、種まき、田掻き、雨の時期の田植え、炎天下の田草取りと、ほとんどが手作業で、より大変な労働でした。そして、いよいよ収穫の見通しがついて、田水を落とすときは感慨ひとしおだったと思われまます。現在は農作業も機械化し、排水は地下に設けた暗渠（水路）によって行われるようになってきたのが普通です。

昔のように、堰を外して水を落とすというようには、